

設計課題「図書館」

I. 設計条件

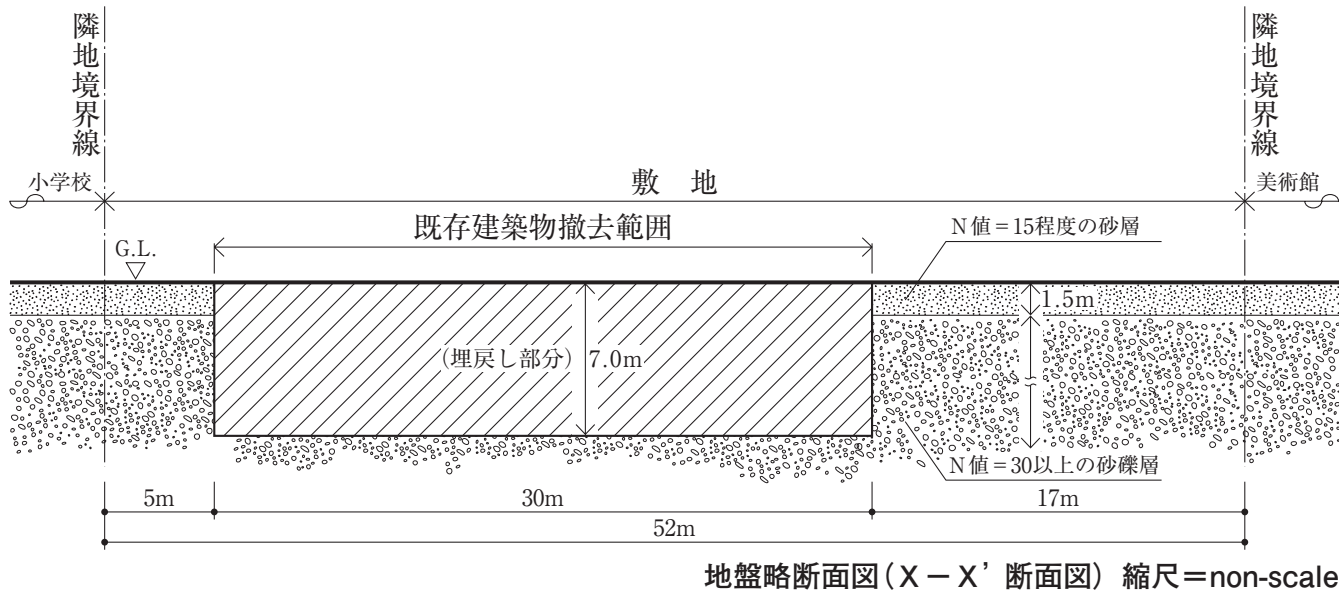
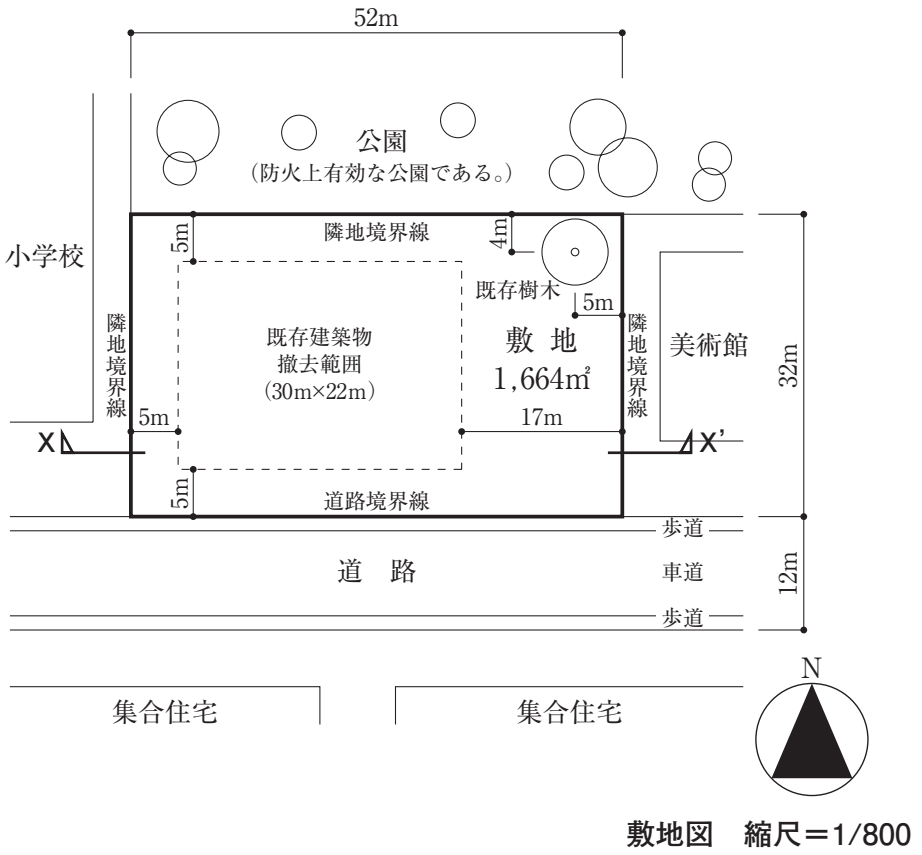
この課題は、ある都市の市街地にあり、近隣住民に親しまれている緑豊かな公園に隣接する敷地に、図書館を計画するものである。
本施設は、図書館の機能に加えて、講演会や研究発表に利用するイベントホール等を設け、様々な世代の地域住民の学習や交流の場となるように計画する。

1. 敷地及び周辺条件

- (1) 敷地の形状、接道条件、周辺状況等は、「敷地図」のとおりである。なお、敷地北側にある公園は防火上有効な公園である。
- (2) 敷地は平坦で、敷地と、道路の路面の中心、隣地及び道路の反対側の敷地には、高低差はない。また、歩道の切り開きは、1箇所当たり6mまでできるものとする。
- (3) 敷地及びその周辺は、準住居地域(道路高さ制限及び隣地高さ制限における斜線勾配はそれぞれ1.25とする。)及び準防火地域に指定されている。
また、建蔽率の限度は60%(準防火地域内における耐火建築物等に係る加算を含む。)、容積率の限度は300%である。
これら以外に、地域、地区等及び特定行政庁による指定、許可等並びに日影による中高層の建築物の高さの制限はない。
- (4) 敷地内にある既存樹木(高さ12m、根及び枝張り直径7m)は現位置に保存するものとし、この範囲内には建築物を計画してはならない。
- (5) 電気、ガス及び上下水道は完備している。
- (6) 地盤は、「地盤略断面図」のとおりであり、一部、既存建築物を撤去した部分がある。なお、杭打ちの必要はない。
- (7) 気候は温暖であり、積雪についての特別の配慮はしなくてよい。また、水害の危険がない地域である。

2. 建築物

- (1) 構造種別は自由とし、地下1階、地上3階建ての1棟の建築物とする。
- (2) 地下1階を除く床面積の合計は、2,400㎡以上2,800㎡以下とする。
この課題の床面積の算定においては、ピロティ、塔屋、バルコニー(外気に有効に開放されているものに限る。)、屋外階段、屋上設備スペース、読書テラスは、床面積に算入しないものとする。ただし、ピロティ等を屋内的用途に供するもの(娯楽スペース、駐車場、駐輪場、設備スペース等)については、床面積に算入するものとする。
- (3) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に規定する特別特定建築物に該当し、「建築物移動等円滑化基準」を満たすものとする。
- (4) 設備については、次のとおりとする。
- ① 空調方式は、単一ダクト方式とする。
- ② 給水方式は、受水槽+加圧給水ポンプ方式とする。
- ③ エレベーターは、利用者用として乗用1基(13人乗)、サービス用として1基設ける。



- (5) 要求室
下表の室等は、全て計画する。

部門	室 名	特 記 事 項	床面積	
図書館部門	・メインエントランスを道路側、サブエントランスを公園側に設け、公園からもアプローチできるものとする。			
	・設置階が指定された要求室以外の室は、地上1～3階に適宜計画する。			
	・書籍のセキュリティに配慮する。			
	一般開架閲覧室	・書架及び閲覧席(30席程度)を設ける。 ・新聞・雑誌コーナー(約50㎡)を設け、雑誌棚及びソファを設置する。 ・吹抜け(約150㎡)を設ける。 ・直天井とはせずに天井を張るものとし、吹抜けを除く部分の天井高は3.2m以上とする。 ・読書テラスへの動線に配慮する。 ・貸出カウンターを設ける。	計約450㎡	
	児童開架閲覧室	・書架及び閲覧席(20席程度)を設ける。 ・お話コーナー(約20㎡)を設ける。 ・貸出カウンターを設ける。	計約160㎡	
	郷土資料閲覧室	・郷土資料に関わる書籍の書架及び閲覧席(20席程度)を設ける。 ・郷土資料の展示スペース(約20㎡)を設ける。 ・直天井とはせずに天井を張るものとし、天井高は3.2m以上とする。 ・貸出カウンターを設ける。	計約250㎡	
	イベントホール	・講演会、研究発表等、多目的に利用する。 ・直天井とはせずに天井を張るものとし、天井高は4.5m以上とする。 ・室の辺長比は1.5以下とし、無柱空間とする。	約200㎡	
	前室	・イベントホール専用とし、幕間の休憩スペースとする。	約70㎡	
	備品倉庫	・イベントホール専用とする。	適宜	
	A V室	・受付カウンターを設ける。 ・ミニシアター(約60㎡)を設け、スクリーンを設置する。 ・映像、音楽等を鑑賞できる視聴用ブース(約2㎡)を10ブース設ける。 ・収納を設ける。	計約120㎡	
	読書室	・読書等に利用できるものとする。 ・机、椅子を設ける。	約100㎡	
	学習室	・2室(約30㎡/1室)に分割して、それぞれ個別に利用できるようにする。	約60㎡	
	図書作業室	・書籍の整理等を行うものとする。	約60㎡	
	エントランスホール	・風除室を設ける。	適宜	
	共用・管理部門	レストラン	・テーブル、椅子(30席程度)、レジカウンター等を設ける。 ・「厨房」並びに調理人の「トイレ」及び「更衣室」を設ける。	適宜
		事務室	・来館者の案内等を行う受付を設ける。 ・6人分の執務スペースを確保する。	適宜
		館長室	・応接室を兼ねる。	適宜
職員休憩室		・男性用、女性用として、それぞれ各1室設ける。 ・更衣室としても利用する。	適宜	
備蓄倉庫		・地下1階に計画し、災害時等に利用する。	約80㎡	
通用口			適宜	
ゴミ保管庫			適宜	
設備		空調機械室	・地下1階に計画し、単一ダクト用の空調機を設ける。	約80㎡
		受水槽室	・地下1階に計画し、受水槽及び給水ポンプを設ける。	約40㎡
		電気室	・地下1階に計画し、受変電設備及び非常用発電設備を設ける。	約50㎡
	ポンプ室	・地下1階に計画し、消火ポンプ(屋内消火栓用)を設ける。	約10㎡	
	・P S、D S、E P S等は適切に計画する。			
・トイレ、バリアフリートイレ及び倉庫については、各階に設ける。				
・ブックポスト(閉館時間中の書籍の返却に利用する。)を設ける。				
・その他、必要な室、什器等は、適宜計画する。				

3. その他の施設等

- (1) 読書テラスを、次のとおり計画する。
- ① 図書館部門の一般開架閲覧室の屋外読書スペースとして利用する。
- ② 地上に設けるものとし、まとまったスペース(既存樹木を含めてもよい。)で150㎡以上を確保する。
- ③ ベンチ等を設ける。
- (2) 駐車場は、平面駐車とし、車椅子使用者用として1台分、サービス用として2台分のスペースを設ける。
- (3) 駐輪場は、施設利用者用として40台分を設ける。

4. 留意事項

建築計画、構造計画及び設備計画については、次の点に特に留意して適切に計画する。

(1) 公園等の周辺環境に配慮して計画する。

(2) 地盤条件や経済性を踏まえ、建築物全体の基礎構造を適切に計画する。

(3) 日射負荷抑制が必要な室のガラスは、Low-Eガラスを使用する。

(4) 設備機器等の搬出入、更新及びメンテナンスに配慮して計画する。

(5) 延焼ライン(建築物の延焼のおそれのある部分の位置)を記入する。
必要に応じて、延焼ライン及び防火区画(面積区画、堅穴区画)に要求される所定の防火設備を適切に計画する。

(6) 地上に通ずる2以上の階段を適切に計画する。必要に応じて、「敷地内の避難上必要な通路」を適切に計画する。

(7) 計画に際し、「建築基準法第56条第7項(天空率)」、「建築基準法施行令第5章の3(避難上の安全の検証)」等の規定を適用する場合には、「答案用紙Ⅱ」の裏面にその計算過程及び結果を記入する。

Ⅱ. 要求図書

答案用紙Ⅰ及び答案用紙Ⅱの定められた枠内(寸法線については枠外でもよい。)に、黒鉛筆を用いて記入する。

1. 要求図面(答案用紙Ⅰに記入)

下表により、所定の図面を作成し(フリーハンドでもよい。)、必要な事項を記入する。
なお、各図面には、計画上留意した事項について、簡潔な文章や矢印等により補足して明示する。

図面及び縮尺	特記事項
(1) 1階平面図・配置図 1/200	① 各平面図には、次のものを図示又は記入する。 イ. 主要寸法(スパン割り及び床面積等の算出に必要な程度) ロ. 室名等 ハ. 一般開架閲覧室、児童開架閲覧室、郷土資料閲覧室、イベントホール、前室、A V室、読書室、学習室、図書作業室、レストラン、事務室の床面積 ニ. 延焼ライン(建築物の延焼のおそれのある部分の有無にかかわらず必ず記入する。) ホ. 延焼ライン及び防火区画に用いる防火設備の位置及び種別 ヘ. 設備シャフト(P S、D S、E P S等)の位置 ト. 断面図の切断位置 チ. スロープ(ある場合のみ)及びその勾配 リ. 要求室の特記事項に記載している室、スペース、什器等 ② 1階平面図・配置図には、次のものを図示又は記入する。 イ. 建築物の出入口(▲で表示)、通用口(△で表示) ロ. 読書テラス(面積、ベンチ等) ハ. 駐車場及び駐輪場(台数及び出入口を明示する。) ニ. 地下1階部分(位置を点線で図示し、床面積を記入する。) ホ. ドライエリア ヘ. 通路、植栽等 ト. 「敷地内の避難上必要な通路」の経路と幅 チ. 歩道の切り開き位置
(2) 2階平面図 1/200	③ 2階平面図には、次のものを図示又は記入する。 イ. 居室の最も遠い位置から2の直通階段に至る歩行経路、その一に至る歩行距離及び重複区間の長さ ロ. 1階の屋根、庇等
(3) 3階平面図 1/200	④ 3階平面図には、次のものを図示又は記入する。 イ. 居室の最も遠い位置から2の直通階段に至る歩行経路、その一に至る歩行距離及び重複区間の長さ ロ. 2階の屋根、庇等
(4) 東-西断面図 1/200	① 切断位置は、東西方向とし、既存建築物撤去範囲の埋戻し部分を含み、立体構成がわかる断面とする。なお、水平方向及び鉛直方向の省略は行わないものとする。ただし、地下1階部分が切断位置にない場合は、地下1階部分の外形を点線で明示し、階高を記入する。 ② 建築物の最高の高さ、階高、天井高、床高及び主要な室名を記入する。 ③ 基礎、壁、梁及びスラブの断面を図示する。 ④ 塔屋及び屋上の設備スペースを図示する。(切断位置に現れない場合には、破線で必ず図示する。)

2. 面積表(答案用紙Ⅰに記入)

- (1) 建築面積及びその算定式を記入する。
- (2) 床面積の合計及び各階の床面積の算定式を記入する。

3. 計画の要点等(答案用紙Ⅱに記入)

要求図面では表せない建築物の計画上の要点等について、次の(1)～(9)を具体的に記述又は図示する。なお、(3)については、必ず【イメージ図記入欄】に、平面図、断面図、イラスト等(フリーハンドでもよい。)により当該要点等の考え方を図示する。

(1) 図書館部門の計画について特に考慮したこと

(2) 読書テラスについて、その位置とした理由及び動線計画において考慮したこと

(3) 一般開架閲覧室の吹抜けの計画について考慮したこと

(4) エントランスホールの計画について考慮したこと

(5) 上部構造の構造種別、架構形式、スパン割り及び主要な柱、大梁の部材の断面寸法について考慮したこと

(6) 地盤条件を踏まえて、基礎の構造計画及び地下1階の構造計画について考慮したこと

(7) 建築物に設定した目標耐震性能(構造計算における地震力の程度と建築物の状態)について考慮したこと

(8) 設備シャフトの配置計画について考慮したこと

(9) 省エネルギーの計画について考慮したこと

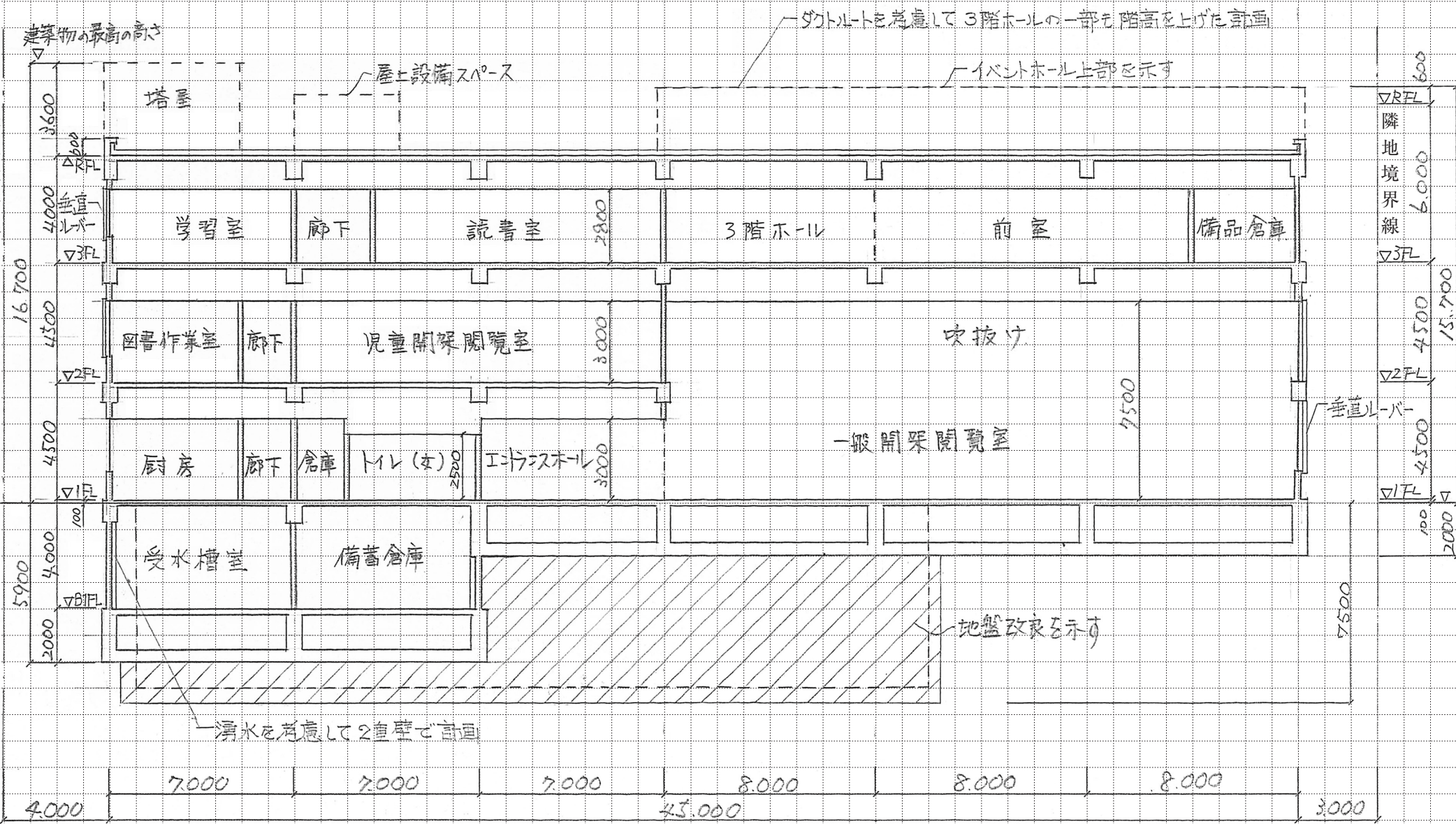
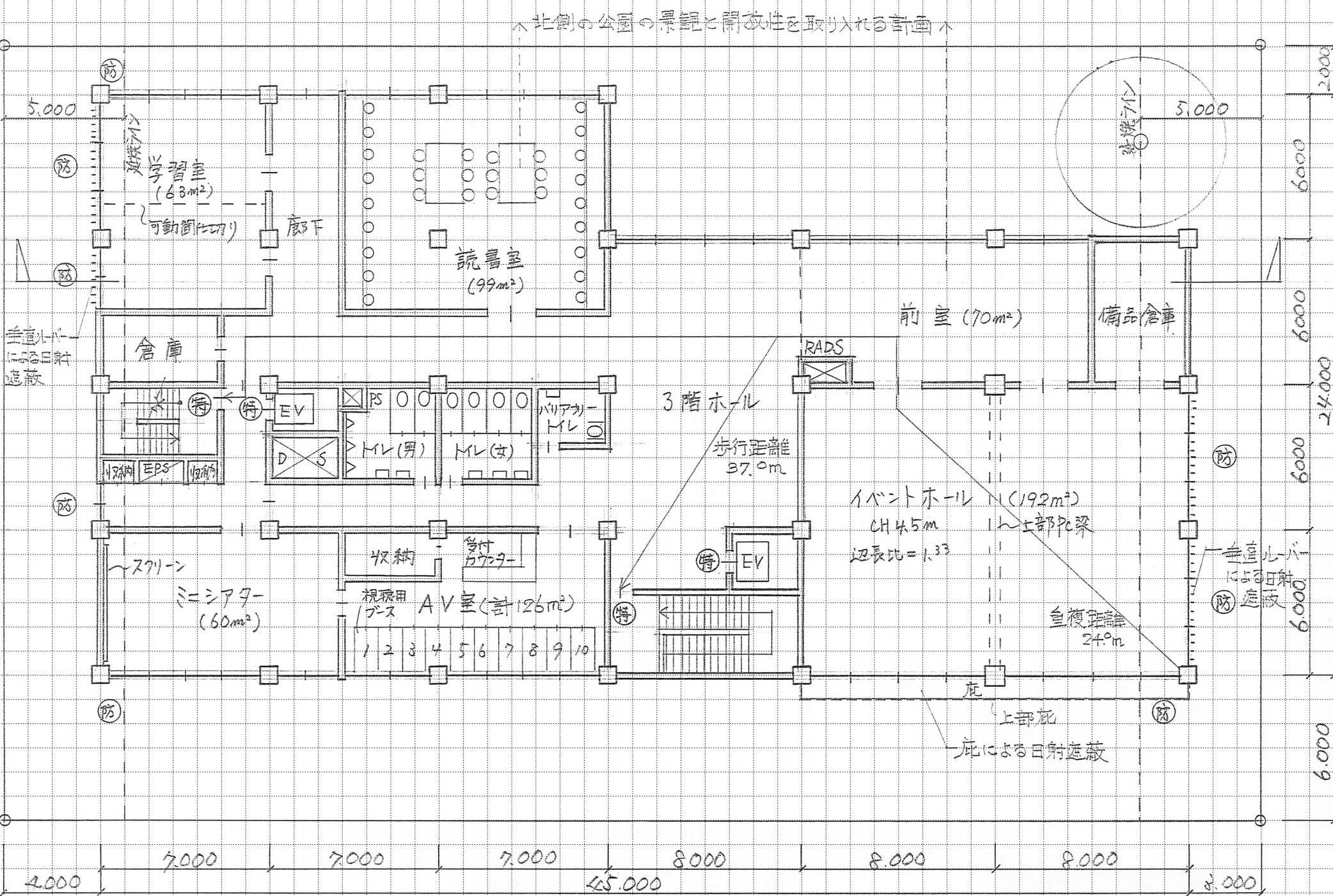
防火設備等の凡例

柱、壁、開口部等を明確に作図し、防火設備の表示(㊦・㊧)については、必要な箇所にて記入すること

【延焼ライン(建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の位置)と防火設備】	
延焼ラインまでの距離(各階とも) 隣地境界線又は道路中心線 防火設備の種別 (開口部) 延焼ライン	
延焼ラインを破線で図示し、隣地境界線又は道路中心線から延焼ラインまでの距離を記入すること また、建築物の外壁の開口部で、延焼のおそれのある部分の開口部に要求される所定の防火設備の種別を記入すること	
【防火区画に用いる防火設備の位置及び種別】	
防火区画(面積区画、堅穴区画)に応じて、要求される所定の防火設備の位置及び種別を記入すること	
【防火設備の表示】	
特定防火設備 ㊦	建築基準法第2条第九号の二 ロ に規定する防火設備 ㊧

【建築物の計画に当たったての留意事項(課題公表(7/21)の再掲)】	
○敷地の周辺環境に配慮して計画する。 ○バリアフリー、省エネルギー、二酸化炭素排出量削減、セキュリティ等に配慮して計画する。 ○各要求室を適切にゾーニングし、明快な動線計画とする。 ○建築物全体が、構造耐力上、安全であるとともに、経済性に配慮して計画する。 ○構造種別に応じて架構形式及びスパン割りを適切に計画するとともに、適切な断面寸法の部材を計画する。 ○空気調和設備、給排水衛生設備、電気設備、昇降機設備等を適切に計画する。	

校名	氏名	
会員番号		
【注意事項】 「試験問題」及び上記の「建築物の計画に当たったての留意事項」を十分に理解したうえで、「設計製図の試験」に臨むようにしてください。 なお、建築基準法等の関係法令や要求図書、主要な要求室等の計画等の設計と条件に対して解答内容が不適合又は不十分な場合には、「設計条件・要求図面等に対する重大な不適合」等と判断されます。また、適用すべき法令については、令和5年1月1日現在において施行されているものとします。		



東一西 断面図 縮尺1/200

面積表			(算定式は、床面積の算出過程がわかるものであればよい。また、算出結果は、小数点以下第1位までとし、第2位以下は切り捨てる。)	
建築面積		(算定式) $29 \times 24 + 16 \times 18 + 7 \times 1 =$ (庇)	建築面積 991.0 m ²	
床面積	3 階	(算定式) $21 \times 24 + 24 \times 18 =$	936.0m ²	床面積の合計 2,691.0 m ²
	2 階	(算定式) $21 \times 24 + 24 \times 12 =$	792.0m ²	
	1 階	(算定式) $29 \times 24 + 16 \times 18 - 7 \times 3 =$ (サブリーム・ホール等)	963.0m ²	

I. 設計条件

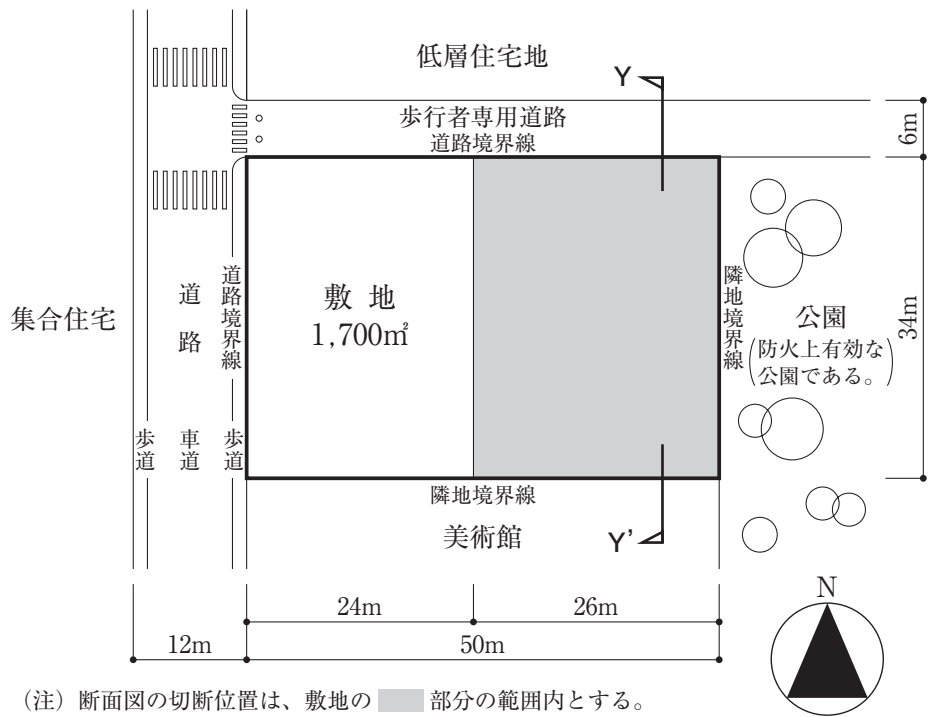
この課題は、ある地方都市の市街地近郊に、子どもから高齢者まで様々な世代の地域住民が利用できる図書館を計画するものである。この施設は多種多様な書籍を保有し、様々な世代が利用しやすいように年代別の開架閲覧スペースを設け、地域住民の読書や学習意欲向上に貢献できる場となるように計画するものとする。なお、計画に当たっては、より多くの書籍を開示できる図書館を目指すものとする。

1. 敷地及び周辺条件

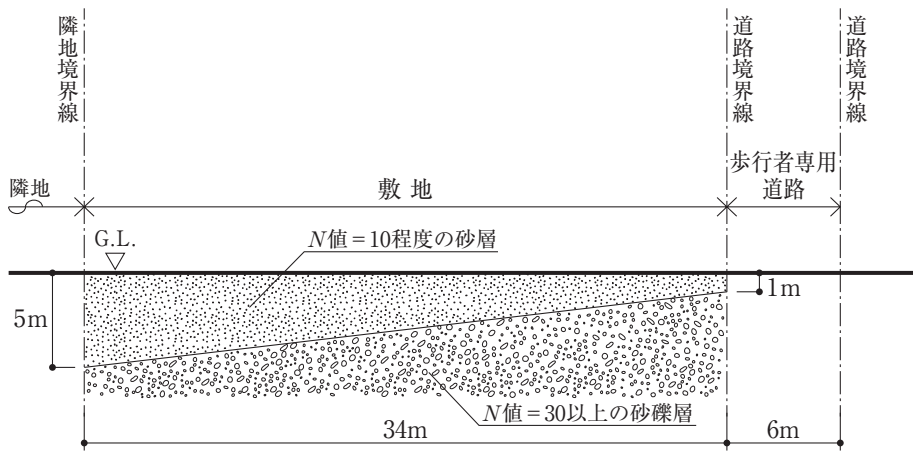
- (1) 敷地の形状、接道条件、周辺状況等は、「敷地図」のとおりである。なお、敷地東側にある公園は防火上有効な公園である。
- (2) 敷地は平坦で、敷地と、道路の路面との中心、隣地及び道路の反対側の敷地には、高低差はない。また、歩道の切り開きは、1箇所当たり6mまでできるものとする。
- (3) 敷地及びその周辺は、第一種住居地域(道路高さ制限及び隣地高さ制限における斜線勾配はそれぞれ1.25とする。)及び準防火地域に指定されている。また、建蔽率の限度は70%(特定行政庁が指定した角地にある敷地及び準防火地域内における耐火建築物等に係る加算を含む。)、容積率の限度は200%である。これら以外に、地域、地区等及び特定行政庁による指定、許可等並びに日影による中高層の建築物の高さの制限はない。
- (4) 電気、ガス及び上下水道は完備している。
- (5) 地盤は、「地盤略断面図」のとおりである。
- (6) 気候は温暖であり、積雪についての特別の配慮はしなくてよい。また、水害の危険がない地域である。

2. 建築物

- (1) 構造種別は自由とし、地下1階、地上3階建ての1棟の建築物とする。
- (2) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に規定する「建築物移動等円滑化基準」を満たすものとする。
- (3) 設備については、次のとおりとする。
 - ① 空調方式は、単一ダクト方式とする。
 - ② 給水方式は、水道直結増圧方式とする。
 - ③ 屋上に、屋外型受変電設備を設け、機器のメンテナンスに配慮し、1以上の階段を屋上に通じるように設ける。
 - ④ エレベーターは、利用者用として1基(かごのサイズ160cm×135cm)、人荷用として1基(かごのサイズ200cm×200cm)を設ける。



敷地図 縮尺=1/800



地盤略断面図(Y-Y'断面図) 縮尺=non-scale

(4) 要求室

下表の室等は、全て計画する。

部門	室 名	特 記 事 項	床面積
		・設置階が要求されているもの(開架スペースA、閉架書庫及び空調機械室)以外は、地上1階～3階に計画する。 ・図書作業室から開架スペースA、B、Cへの書籍の搬入経路は、利用者の動線と交差しないような計画とする。	
		・開架スペースA～Cは、直天井とせず天井を張るものとし、天井高さの最低部分は3.5m以上とする。	
	開架スペースA	・地上1階及び2階に計画する。 ・200㎡以上の吹抜けを設け、その吹抜け内に2階への専用階段を設ける。 *吹抜け内の階段については、開架スペースAの面積には含まないものとする。 ・書架スペース(通路部分を含む)を合計300㎡以上設け、書架を適切に設置する。 ・閲覧スペースを合計100㎡以上設け、机、椅子を設置する。 ・ブラウジングコーナー(約80㎡)を設け、雑誌棚、閲覧席等を設置する。 ・レファレンスコーナー(約15㎡)を設ける。	開架スペースA～Cの合計1,100㎡以上
	開架スペースB	・主に中学生、高校生の利用者を対象とする。 ・書架スペース(通路部分を含む)を150㎡以上設け、書架を適切に設置する。 ・閲覧スペースを30㎡以上設け、机、椅子を設置する。 ・学習室(約60㎡)を設け、机、椅子を設置する。	
	開架スペースC	・児童用の開架スペースとする。 ・書架スペース(通路部分を含む)を100㎡以上設け、書架を適切に設置する。 ・閲覧スペースを50㎡以上設け、机、椅子を設置する。 ・読み聞かせコーナー(約20㎡)を設ける。	
	A Vスペース	・視聴覚ブース(1ブース当たり2㎡)を10ブース以上設ける。 ・受付を設ける。	適宜
	研修・会議室	・2室(1室当たり約20㎡)に分割しても利用できる室を2室以上設ける。	適宜
	風除室	・西側道路からエントランスホールへアプローチする主出入口として計画する。	適宜
	エントランスホール	・開口面積60㎡以上、$\frac{\text{短辺}}{\text{長辺}} \geq \frac{1}{2}$以上の整形)の3層の吹抜けを設ける。 ・来館者への館内の案内、書籍の貸し出し、返却等に利用するサービスカウンター(約30㎡)を設ける。 ・展示スペース(約40㎡)を設ける。	適宜
	カフェ	・西側道路から直接アプローチできる計画とし、エントランスホールからもアクセスできるものとする。 ・貸出し手続き前の書籍を閲覧できるように配慮する。 ・屋内で30人程度が利用できるようにする。 ・厨房を兼ねたカウンターを設ける。	適宜
	事務室	・8人分の執務スペースを確保する。	適宜
	職員控室	・男女別とし、それぞれに更衣スペースを設ける。	適宜
	図書作業室	・作業スペース及び収納を設ける。	約60㎡
	閉架書庫	・地下1階に計画する。	約200㎡
	空調機械室	・地下1階に計画し、単一ダクト用の空調機を設ける。	約100㎡
	ポンプ室	・消火ポンプ(屋内消火栓用)と給水ポンプを設ける。	約15㎡
		・P S、D S、E P S等は適切に計画する。	
		・通用口、トイレ(男女別)、バリアフリートイレ、ゴミ保管庫及び倉庫については、適切に計画する。	
		・ブックポスト(閉館時間中の書籍の返却に利用する。)を設ける。	
		・その他、必要な室、什器等は、適宜計画する。	

3. その他の施設等

- (1) 屋上庭園を、次のとおり計画する。
 - ① まとまったスペースで200㎡以上を設け、利用者の屋外読書スペースとして150㎡以上、子どもの遊びのスペースとして50㎡以上を確保する。
 - ② 屋外読書スペースには、ベンチ、テーブル、植栽等を設ける。
 - ③ 子どもの遊びのスペースは、開架スペースCからの動線に配慮する。
 - ④ 地上1階の屋上(地上2階の床レベル)又は地上2階の屋上(地上3階の床レベル)に設ける。
- (2) 駐車場は、平面駐車とし、車椅子使用者用として2台分、利用者用として2台分、サービス用として2台分のスペースを設ける。
- (3) 駐輪場は、利用者用として60台分を設ける。

4. 留意事項

建築計画、構造計画及び設備計画については、次の点に特に留意して適切に計画する。

- (1) 公園等の周辺環境に配慮して計画する。
- (2) 書籍のセキュリティに配慮して計画する。
- (3) 断面計画において、要求室の天井高さ又は天井ふところを適切に計画する。
- (4) 地盤条件や経済性を踏まえ、建築物全体の基礎構造を適切に計画する。
- (5) 設備機器等の搬出入、更新及びメンテナンスに配慮して計画する。
- (6) 延焼ライン(建築物の延焼のおそれのある部分の位置)を記入する。必要に応じて、延焼ライン及び防火区画(面積区画、堅区区画)に要求される所定の防火設備を適切に計画する。
- (7) 地上に通ずる2以上の階段を適切に計画する。必要に応じて、「敷地内の避難上必要な通路」を適切に計画する。
- (8) 計画に際し、「建築基準法第56条第7項(天空率)」、「建築基準法施行令第5章の3(避難上の安全の検証)」等の規定を適用する場合には、「答案用紙Ⅱ」の裏面にその計算過程及び結果を記入する。

II. 要求図書

答案用紙Ⅰ及び答案用紙Ⅱの定められた枠内(寸法線については枠外でもよい)に、黒鉛筆を用いて記入する。

1. 要求図面(答案用紙Ⅰに記入)

下表により、所定の図面を作成し(フリーハンドでもよい)、必要な事項を記入する。

なお、各図面には、計画上留意した事項について、簡潔な文章や矢印等により補足して明示する。

図面及び縮尺	特 記 事 項
(1) 1 階平面図 ・ 配 置 図 1/200	① 各平面図には、次のものを図示又は記入する。 イ. 主要寸法(スパン割り及び床面積等の算出に必要な程度) ロ. 室名等 ハ. 要求室の床面積 ニ. 延焼ライン(建築物の延焼のおそれのある部分の有無にかかわらず必ず記入する。) ホ. 延焼ライン及び防火区画に用いる防火設備の位置及び種別 ヘ. 設備シャフト(PS、DS、EPS等)の位置 ト. 断面図の切断位置 チ. スロープ(ある場合のみ)及びその勾配 リ. 要求室の特記事項に記載している室、スペース、什器等 ヌ. 屋上庭園(面積、各スペースの位置、ベンチ、テーブル、植栽等) ② 1 階平面図・配置図には、次のものを図示又は記入する。 イ. 建築物の出入口(▲で表示) ロ. 駐車場及び駐輪場(台数及び出入口を明示する。) ハ. 地下 1 階部分(閉架書庫及び空調機械室の位置を点線で図示し、室名及び床面積を記入する。) ニ. ドライエリア ホ. 通路、植栽等 ヘ. 「敷地内の避難上必要な通路」の経路と幅 ト. 歩道の切り開き位置
(2) 2 階平面図 1/200	③ 2 階平面図には、次のものを図示又は記入する。 イ. 居室の最も遠い位置から 2 の直通階段に至る歩行経路、その一に至る歩行距離及び重複区間の長さ ロ. 1 階の屋根、庇等
(3) 3 階平面図 1/200	④ 3 階平面図には、次のものを図示又は記入する。 イ. 居室の最も遠い位置から 2 の直通階段に至る歩行経路、その一に至る歩行距離及び重複区間の長さ ロ. 2 階の屋根、庇等
(4) 南-北断面図 1/200	① 切断位置は、敷地図の  部分の南北方向とし、開架スペース A、開架スペース B、開架スペース C のいずれかを含み、立体構成がわかる断面とする。なお、水平方向及び鉛直方向の省略は行わないものとする。ただし、地下 1 階部分が切断位置にない場合は、地下 1 階部分の外形を点線で明示し、階高を記入する。 ② 建築物の最高の高さ、階高、天井高、床高及び主要な室名を記入する。 ③ 道路高さ制限への適合が確認できる情報(道路斜線、斜線勾配、最小後退距離、計算式等)を記入する。 ④ 基礎、壁、梁及びスラブの断面を図示する。 ⑤ 塔屋及び屋上の設備スペースを図示する。(切断位置に現れない場合には、破線で必ず図示する。)

2. 面積表(答案用紙Ⅰに記入)

- (1) 建築面積及びその算定式を記入する。
- (2) 床面積の合計及び地下1階、地上1階、地上2階、地上3階の床面積の算定式を記入する。

この課題の床面積の算定においては、ピロティ、塔屋、バルコニー(外気に有効に開放されているものに限る)、屋外階段、屋上設備スペース及び屋上庭園は、床面積に算入しないものとする。ただし、ピロティ等を屋内的用途に供するもの(屋上庭園、駐車場、駐輪場、設備スペース等)については、床面積に算入するものとする。
- (3) 開架スペースA、B、Cの合計面積を記入する。

3. 計画の要点等(答案用紙Ⅱに記入)

要求図面では表せない建築物の計画上の要点等について、次の(1)～(8)を具体的に記述又は図示する。なお、(5)については、必ず【イメージ図記入欄】に、平面図、断面図、イラスト等(フリーハンドでもよい。)により当該要点等の考え方を図示する。

- (1) 建築物のアプローチ計画及び駐車場、駐輪場の計画について考慮したこと
- (2) 開架スペースA、B、Cそれぞれの配置及び動線計画について考慮したこと
- (3) 日射等による書籍の劣化防止対策、及び大地震動に対する書籍の落下防止対策について考慮したこと
- (4) 地盤条件を踏まえて、基礎構造の計画について、基礎の形式、基礎底面レベル、基礎梁の寸法等について特に考慮したこと
- (5) 地下1階部分の構造計画(ドライエリアの構造を含む)について考慮したこと
- (6) 各開架スペース内の書架の荷重を踏まえて、小梁及びスラブの配置、部材断面寸法等について考慮したこと
- (7) 地下1階の空調機械室の計画について考慮したこと
- (8) 二酸化炭素排出量削減を踏まえて、最上階の屋上には太陽光発電システムを設けるものとし、その設置計画について考慮したこと

防火設備等の凡例

柱、壁、開口部等を明確に作図し、防火設備の表示((特)・(防))については、必要な箇所に全て記入すること

【延焼ライン(建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の位置)と防火設備】 延焼ラインまでの距離(各階とも) 防火設備の種別 (開口部) 延焼ライン 防火境界線 又は道路中心線	
延焼ラインを破線で図示し、防火境界線又は道路中心線から延焼ラインまでの距離を記入すること また、建築物の外壁の開口部で、延焼のおそれのある部分の開口部に要求される所定の防火設備の種別を記入すること	
【防火区画に用いる防火設備の位置及び種別】	
防火区画(面積区画、堅穴区画)に応じて、要求される所定の防火設備の位置及び種別を記入すること	
【防火設備の表示】	
特定防火設備 (特)	建築基準法第2条第九号の二ロに規定する防火設備 (防)

【建築物の計画に当たっての留意事項(課題公表(7/21)の再掲)】

- 敷地の周辺環境に配慮して計画する。
- バリアフリー、省エネルギー、二酸化炭素排出量削減、セキュリティ等に配慮して計画する。
- 各要求を適切にゾーニングし、明かな動線計画とする。
- 建築物全体が、構造耐力上、安全であるとともに、経済性に配慮して計画する。
- 構造種別に応じて架構形式及びスパン割りを適切に計画するとともに、適切な断面寸法の部材を計画する。
- 空気調和設備、給排水衛生設備、電気設備、昇降機設備等を適切に計画する。

校 名		氏 名	
会員番号			

【注意事項】及び上記の「建築物の計画に当たっての留意事項」を十分に理解したうえで、試験図の試験に臨むようにしてください。

なお、建築基準法等の関係法令や要求図書、主要な要求室等の計画等の設計と条件に対する内容が不適合又は不十分な場合には、「設計条件・要求図面等に対する重大な不適合」と判断されます。また、適用すべき法令については、令和5年1月1日現在において施行されるものとしめます。

